

佐賀県告示第三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年一月二十二日から平成二十二年二月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道の区		変更前の別	幅員メートル	延長メートル
	区	間			
一般国道 四九八号	本松甲八三番地先まで	嬉野市塩田町大字馬場下字浦	後	三八・四	一、〇七五・一
		田前甲二〇五一番三地先から 嬉野市塩田町大字馬場下字二	前	七・七	
県道 嬉野塩田線	浦甲一七〇四番九地先まで	嬉野市塩田町大字馬場下字丸	後	三二・三	二、七三九・九
		尾平乙一〇四番一地先から 嬉野市塩田町大字馬場下字町	前	一〇・〇	
	浦甲一七〇四番八地先まで	嬉野市塩田町大字馬場下字丸	後	二九・五	二、七五八・三
		尾平乙一〇四番一地先から 嬉野市塩田町大字馬場下字町	前	七・四	

線 大木庭武雄 県道	
四郎甲一〇五一番一地先まで 嬉野市塩田町大字馬場下字賤 田前甲二〇五一番三地从から 嬉野市塩田町大字馬場下字浦	四郎甲一〇五一番一地先まで 嬉野市塩田町大字馬場下字賤 田前甲二〇五一番三地从から 嬉野市塩田町大字馬場下字浦
前	後
七・七 七・七	一〇・一 三八・四
一、 二九〇・五	一、 二九〇・八